

○厚生労働省令第八十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第一百条第一項及び第一百三十三条の規定に基づき、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

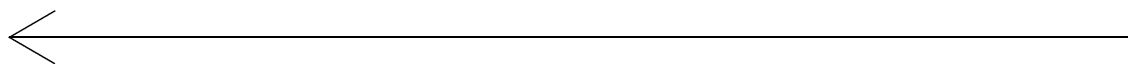
次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルトを、皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。</p> <p>(線量の測定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。</p> <p>3 5 6 (略)</p> <p>(線量の測定結果の確認、記録等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。</p> <p>一 4 (略)</p> <p>五 人体の組織別の等価線量の三月ごと及び一年ごとの合計(眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、三月ごと、一年ごと及</p>	<p>第五条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては一年間につき百五十ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。</p> <p>(線量の測定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第三号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。</p> <p>3 5 6 (略)</p> <p>(線量の測定結果の確認、記録等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。</p> <p>一 4 (略)</p> <p>五 人体の組織別の等価線量の三月ごと及び一年ごとの合計</p>

3
六
（略）
び五年ごとの合計

3
六
（略）
（略）

様式第二号（表面）を次のように改める。



電離放射線健康診断結果報告書

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

帳票種別	8 0 3 0 7	労働保険番号		都道府県	所掌	管轄	基礎番号	枝番号	被一括事業場番号		
対象年	7:平成 9:令和	元号	年	(月~月分)	(報告回数)	健診年月日	7:平成 9:令和	元号	年	月	日
事業の種類						事業場の名称					
事業場の所在地	郵便番号 ()					電話 ()					
健康診断実施機関の名称及び所在地						在籍労働者数	人				
従事労働者数	男	女	計	線源の種類	線源コード	線源コード	線源コード	具体的内容 ()			
	人	人	人		人	人	人				
有所見者数 <small>(受診所見の内訳は裏面に記入すること。)</small>	男	女	計	線源の種類	具体的内容 ()						
	人	人	人								
受診労働者数	実効線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分			皮膚の等価線量による区分				
	1	検出限界未満の者	男 人 女 人	検出限界未満の者	男 人 女 人	検出限界未満の者	男 人 女 人				
	2	5ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男 人 女 人	20ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男 人 女 人	150ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男 人 女 人				
	3	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男 人 女 人	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男 人 女 人	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男 人 女 人				
	4	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男 人 女 人	50ミリシーベルトを超える者	男 人 女 人	500ミリシーベルトを超える者	男 人 女 人				
5	50ミリシーベルトを超える者	男 人 女 人									

ページ 総ページ

産業医 氏名

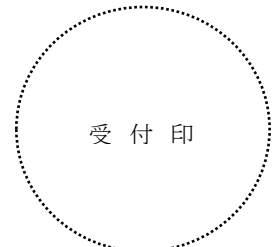
所属医療機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

印



附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 電離放射線障害防止規則第四条第一項に規定する放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であつて、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないものを使用する事業者に対するこの省令による改正後の電離放射線障害防止規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、同項中「五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト」とあるのは、「一年間につき五十ミリシーベルト」とする。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における新規則第五条第一項の規定の適用については、同項中「五年間につき百ミリシーベルト」とあるのは、「三

年間につき六十ミリシーベルト」とする。

○厚生労働省告示第百六十八号

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第三条第三項及び第八条第五項の規定に基づき、電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件（昭和六十三年労働省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年四月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前					
別表第一 核種及び化学形等ごとの放射性物質に関する実効線量係数及び空気中の放射性物質の濃度に関する限度				別表第一 核種及び化学形等ごとの放射性物質に関する実効線量係数及び空気中の放射性物質の濃度に関する限度					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性物質の種類		(略)			放射性物質の種類		(略)		
核種	化学形等				核種	化学形等			
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	
¹⁰¹ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀		(略)		¹⁰¹ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>		(略)	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	
¹⁰² A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀		(略)		¹⁰² A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>		(略)	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	
¹⁰³ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀		(略)		¹⁰³ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>		(略)	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	
¹⁰⁴ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀		(略)		¹⁰⁴ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>		(略)	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	
^{104m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀		(略)		^{104m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>		(略)	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	

¹⁰⁵ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	¹⁰⁵ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
^{105m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	^{105m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰⁶ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	¹⁰⁶ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
^{106m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	^{106m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰⁸ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	¹⁰⁸ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
^{108m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	^{108m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
^{109m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	^{109m} A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹¹⁰ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	¹¹⁰ A g	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
110m A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物及び水酸化物以外の 化合物並びに金属銀	(略)	(略)	110m A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物、 <u>水酸化物及び金属 銀</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
111 A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物及び水酸化物以外の 化合物並びに金属銀	(略)	(略)	111 A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物、 <u>水酸化物及び金属 銀</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
111m A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物及び水酸化物以外の 化合物並びに金属銀	(略)	(略)	111m A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物、 <u>水酸化物及び金属 銀</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
112 A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物及び水酸化物以外の 化合物並びに金属銀	(略)	(略)	112 A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物、 <u>水酸化物及び金属 銀</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
113 A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物及び水酸化物以外の 化合物並びに金属銀	(略)	(略)	113 A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物、 <u>水酸化物及び金属 銀</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
113m A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物及び水酸化物以外の 化合物並びに金属銀	(略)	(略)	113m A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物、 <u>水酸化物及び金属 銀</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
115 A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物及び水酸化物以外の 化合物並びに金属銀	(略)	(略)	115 A g	硝酸塩、硫化物、酸化 物、 <u>水酸化物及び金属 銀</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○厚生労働省告示第百六十九号

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第九条第二項の規定に基づき、電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件（昭和六十三年労働省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和二年四月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>(線量の算定方法) 第三条 規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 等価線量の算定は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類の種別に依りて、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによつて行うこと。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>(線量の算定方法) 第三条 規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 等価線量の算定は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類の種別に依りて、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによつて行うこと。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>